

# 内部公益通報制度（職員等からの通報）について

職員等から公益通報が迅速かつ適正に取り扱われること、また公益通報者の保護を図ることにより、適法かつ公正な県政の運営に資することを目的した制度を設けています。

## 1 内部公益通報とは

県政を適法かつ公正な執行を期することを目的に「職員等」により行われる通報を指します。ここでいう「職員等」とは、次の掲げる者をいいます。

1. 知事部局、出納事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局及び人事委員会事務局に所属する地方公務員法第3条第2項及び第3項に規定する職員（以下「職員」という。）又は公益通報の日前1年以内に当該職員であった者
2. 県から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の役員若しくは従業員又は公益通報の日前1年以内に当該役員若しくは従業員であった者

## 2 対象とする通報

沖縄県の事務又は事業に係る職員等の行為（職員等の私生活上の行為は除きます。）により生じた（又は生じるおそれがある）事実が対象となります。

具体的には

1. 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事実
2. 人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実
3. 県に対する県民などの信頼を損なうおそれのある事実があると思料する場合に行うことができるとされています。

なお、以下のものは対象となりません。

1. 苦情、要望、意見又は相談（公益通報窓口以外の窓口で受け付けること等によって処理を図ることが適当と認められるものを含む。）
2. 沖縄県の事務又は事業に係る職員等の行為についての通報ではないとき。
3. 通報の対象事実を具体的かつ客観的に指摘しているものではないとき。
4. 過去に行われた同一の通報者からの同一の趣旨の通報であるとき。

## 3 通報者の保護

公益通報者は、公益通報をしたことによりいかなる不利益な取扱も受けないようにするため、公益通報に係る文書、公益通報者に関する情報などは非公開とする他、公益通報者を特定することを禁止しています。

## 4 通報の方法

通報窓口：沖縄県総務部人事課

通報方法：親展文書（封書）（通報関係書類在住と記載ください。）、電子メール

文書宛先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟5階（南側）

電子メール：県人事課HPの「お問い合わせ専用フォーム」をご利用ください。

電話番号：098-866-2090 ファックス：098-866-2033